

災害時における調査の相互協力に関する協定

京都府（以下「甲」という。）と、公益社団法人 土木学会関西支部（以下「乙」という。）とは、災害時における調査の相互協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な気象現象、予期できない災害等により、甲が所管する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、府民の安全・安心の確保と防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、京都府域内の所管施設等における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

- 第3条 甲は、前条に定める範囲において災害等が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査、判断が必要と認めるときは、乙に調査を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、速やかに調査団を結成して状況を調査し、甲へ直接報告するものとする。ただし、調査の実施が不可の場合には、その旨甲に回答するものとする。
- 3 乙は、前条に定める範囲において災害が発生し、自らが自立的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
- 4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。
- 5 乙は、第3項に定める調査を実施したときは、その結果について甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、前条第1項の要請に係る連絡体制をそれぞれ事前に定め、相互に報告・共有するものとし、変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。
- 2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

（成果の公表及び使用）

- 第6条 第3条第1項に定める調査の成果について、乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲が確認した上で行うものとする。
- 2 第3条第3項に定める調査の成果について、甲がその成果を公表もしくは使用する場合には、乙が確認した上で行うものとする。

（損害の負担）

- 第7条 調査の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。
- 2 前項の損害に対する処置については、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

- 第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。
- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定の期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 3 この協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議の上、本協定は廃止することができる。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月2日

甲 京 都 府
知 事 山 田 啓



乙 公益社団法人土木学会関西支部
支 部 長 森 昌 文

